

令和7年度 岡山県・津山市総合防災訓練に参加！



ももたろう青年部会は避難所における警戒警備訓練を実施しました

令和7年11月15日

津山市加茂町スポーツセンターにて



岡山県警備業協会災害支援警備隊8名、避難所の警戒警備業務にあたります。



ももたろう青年部会は、令和7年11月15日(土)、津山市加茂町スポーツセンターで実施された「令和7年度岡山県・津山市総合防災訓練」に、避難所運営訓練員として参加しました。

総合防災訓練には、岡山県知事、津山市長以下、自衛隊、警察、消防を始め医療・福祉、各種インフラ・通信事業者等多数の団体が参加した中、青年部会員は、「岡山県警備業協会災害支援警備隊」として、避難所として開設された同センターのゲートボール場において、被災者の安全と安心確保のため、施設内外の巡回警備、出入口の立哨警戒、人車の誘導業務を担当しました。

岡山県警備業協会は、平成30年の西日本豪雨では、真備町に開設された避難所の警戒警備や役場等主要施設での交通誘導警備等の業務にあたりました。

なお、当協会は、岡山県と「災害時における地域安全の確保に係る警備業務の実施に関する協定」を締結しています。



災害時における地域安全の確保に係る警備業務の実施に関する協定(抜粋)

岡山県(以下「甲」という。)と一般社団法人岡山県警備業協会(以下「乙」という。)は、災害時における地域安全の確保に係る警備業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が緊急かつ優先的に実施すべき警備業務に関し、必要な事項を定め、もって的確かつ実効性のある警備業務を実施することによって、地域安全の確保に資することを目的とする。

(災害の定義)

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害のうち、甲が乙に対し協力を要請する必要があると認めるに足りる規模の災害とする。

(警備業務の内容)

第3条 甲の要請により乙が調整を行う警備業務は、警備業法第2条に基づく次の警備業務(以下「当該業務」という。)とする。

- (1) 災害時における緊急交通路の確保のための交通誘導警備業務
- (2) 避難所等における犯罪防止等のための警戒活動を行う施設警備業務
- (3) 被災地及び避難所等における交通誘導警備業務
- (4) その他甲において必要と認める警備業務

(業務の要請等)

第4条 甲は、災害が発生した場合において、乙の協力を必要と認めるときは、当該業務の内容、日時、場所、必要人員及び従事期間を特定した上で、岡山県警察を通じて、乙に対し当該業務の実施を要請する。

(業務の実施)

第5条 前条による要請を受けた乙は、遅滞なく乙の会員事業者と当該業務の実施に向けた調整を行うものとする。

2 前項の調整の結果、当該要請に応じる場合は、乙は速やかに、岡山県警察を通じて、甲に報告するものとする。

3 第1項の調整により、前条に係る当該業務(以下「受託業務」という。)を受託する会員事業者又は共同事業者は、この協定の目的に沿って、自社等に所属する警備員を甲が指定する場所に出勤させ、受託業務を誠実に実施するものとする。

(以下省略)

令和4年12月20日

甲 岡山県

岡山県知事 伊原 隆 太

乙 一般社団法人岡山県警備業協会

会 長 松 尾 浩 三